

政令第 号

領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を
改正する政令

内閣は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）第十
三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七
年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「行なう」を「行う」に改める。

本則中「若しくは船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第一項」を「、
船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第一項又は国際航海船舶及び国際港
湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）第十三条第三項」に改める。

附 則

この政令は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行の日から施行する。

理由

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に伴い、領事官の行う同法に規定する船舶保安証書の有効期間を延長する事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に對してすることとする必要があるからである。